



第1032号2020. 3. 21  
連合中越地域協議会  
長岡市東蔵王2-2-68  
TEL 0258-24-0515  
FAX 0258-24-8930  
発行人 矢島 良彦  
定 価 1部10円  
購読料は会費に含ま



# 連合中越地協SJTネット委員会 ユニオンパワーアップセミナー開く

SJTネット委員会は、2月20日(木)午後6時30分から、ユニオンパワーアップセミナーをトモシアにて開催した。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、例年より少ない35名の参加での開催となった。

今年、労働組合への理解を深め活動への参加・参画のきっかけづくりや、相談を解決できる組合役員の創出を主な目的として、連合新潟副事務局長の筒井泰樹さんを講師に招いて開催した。



の意義や連合の沿革と概要などについての講義があった。その後、



今回のセミナーの本活動であるグループワークを行った。連合新潟に寄せられた労働相談事例について、与えられた情報を元にグループで話し合い、解決に向けた道筋を、事前資料等にもと

## 連合中越地域協議会 民間・医療・公務部門連絡会

を採った。6つのグループそれぞれで話し合い、その結果を発表して共有した。最後に、筒井さんより各グループで考えた解決の道筋についての講評と、実際の解決方法をお話してもらった。

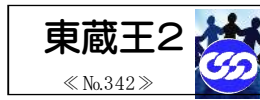
「相談者に寄り添うことは大切だが、客観的立場からの視点を忘れずに。」職場の間関係にとらわれず線引きを。「労働組合を作り直し使用者と確実に交渉をする。」「まずは就業規則を見る。」など、相談経験や法的根拠を踏まえた解決への道筋を教わる事ができた。

連合中越地協は、2月18日(火)に2020春季生活闘争に向けた「民間・医療・公務部門連絡会」を開いた。民間部門には、15組合42人が参加した。第1部の情報交換では毎年時間が足りなくなることから、今年からは例年より20分早く午後6時10分に開始された。



羽賀副議長が進行役をつとめ、矢島議長挨拶、桑原連合新潟副事務局長挨拶に続いて早速、4組合5人の参加にとどまった。同じく

新型コロナウイルスで多くの社会活動が中止・延期という憂き目を見ています。ただ、生活視点で見えた場合、紙類の風評被害も起きているように、冷静にこの事象と向き合わないといけない行動でも障害、縮小しかねますので安倍総理も安易に「緊急事態宣言」など出さないよう願うばかりです。▼今回の状況で、つくづく北海道で生活している人々は幸せだなと感じます。何故なら鈴木直道知事は、新型コロナウイルスへの対応が素早く、有能だと話題になっているからです。知事として、大きな責任を背負いながらの決断となり、難しい局面だと思えますが、その勇気ある判断に共感する声が多く出ています。全国に先駆けて「北海道内小中に休校要請」外出自粛要請「分散登校を検討」など、日本がこれまでに



議長  
矢島 良彦

経験したことのない事態に對し、積極的に解決策を考へ実行しています。▼鈴木知事は北海道の知事の前は、同じ北海道の夕張市長でした。もともとは、東京都の職員だったわけですが、都の職員として夕張市に出向し、財政破綻した夕張市の職員として働いた経験から、市長に立候補し史上最年少で市長となりました。また、財政難の夕張市を自らの給料を削減することなどで、必死に立て直した経験がありました。夕張市長時代から鈴木知事はその力量が評価されていたのです。▼この活者は幸せですね。それに比べて、日本の首相の自分の責任という軽い言葉でエビデンスも持たない政治判断には、政権末期の予感が漂います。

公務部門は7組合14人に小林連合新潟事務局長が加わり、臨時的給与削減や人員等について情報が交換された。午後7時25分からは会場を移して、3連



## キャンペーン街宣

クラシノ応援団! 2020 RENGOKO キャンペーン街宣活動が、2月22日(土)から24日(月)にかけて中越地協エリアで行われた。これは、ACTION 36集中取り組み期間において労働時間、36協定の適正化などを呼びかけるもので、22日は十日町支部と南魚沼支部、翌23日は、北魚沼支部と小千谷支部が街宣車を走らせた。24日の最終日は、地協が長岡市内を中心に周知アピールを行った。

サラリーマン川柳(婿選び むろん人柄 ちよい資産) (IPS 再生したいな 国・経済) (「早くやれ」そういうことは 早く言え) (イクメンと おだてられては 増える家事)

サラリーマン川柳(子の名前 漢字博士も 読めません) (ゆるキャラが ゆるく見えない 首位争い) (またカラー 五日続いて 涙でた) (デザートと 言って爺ちゃん 葉飲む)

# 事務所移転のお知らせ!

「連合新潟中越地域協議会」と「ながおかライフサポートセンター」の事務所が移転しました。

新住所

〒940-0036 長岡市愛宕3-7-24

新電話番号

0258-86-0111 ⇒連合新潟中越地域協議会

0258-86-8898 ⇒ながおかライフサポートセンター

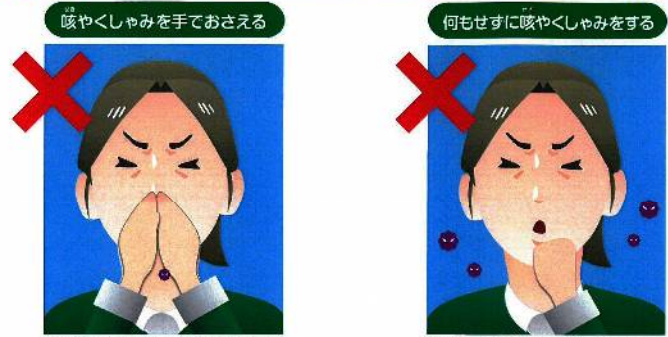
新FAX番号

0258-86-0884

## 事務所略図



## 咳エチケット違反してませんか?



咳やくしゃみを手でおさえると、その手にウイルスが付着します。ドアノブなどを介して他人に病気をうつす可能性があります。

咳やくしゃみをするとき、しぶきが2mほど飛びます。しぶきには病原体が含まれている可能性があります。他の人に病気をうつす可能性があります。

他人への感染を防ぐため、咳エチケットをしましょう。

## 3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



1 マスクを着用する (口・鼻を覆う)

2 ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

3 袖で口・鼻を覆う

鼻から顔までを覆い、隙間がないようにつけましょう。

ティッシュ:使ったらすぐにゴミ箱に捨てましょう。ハンカチ:使ったらなるべく早く洗いましょう。

マスクやティッシュ・ハンカチが使えない時は、袖や上着の内側で口・鼻を覆いましょう。

こまめに手を洗うことでも病原体が拡がらないようにすることができます。

咳エチケット解説 厚生労働省 咳エチケット

## 中小企業事業主の皆さまへ

### 「時間外労働等改善助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入や特別休暇の規定整備に取り組む中小企業事業主を支援します!

「時間外労働等改善助成金」(※令和2年4月1日以降は「働き方改革推進支援助成金」に名称変更予定)に新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特別コースを時限的に設けます。

	新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース	職場意識改善特別コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規(※)で導入する中小企業事業主 ※試験的に導入している事業主も対象となります	新型コロナウイルス感染症対策として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事業主
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の導入・更新 等
主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
助成の対象となる事業の実施期間	令和2年2月17日～5月31日 (計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。)	
支給額	補助率: 1/2 1企業当たりの上限額: 100万円	補助率: 3/4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成上限額: 50万円

### 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

テレワーク相談センター  
<https://www.tw-sodan.jp/>  
電話: 0120-91-6479  
所在地: 東京都千代田区神田駿河台1-8-11  
東京YWC A会館3階

### お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部  
又は雇用環境・均等室

### 職場意識改善特別コース

ご利用の流れ、対象事業主の要件等については裏面をご確認ください。

(注) 令和2年度の助成は、令和2年度予算が成立した場合の予定の内容であり、予算が成立しない場合は時期・内容等に変更があります。



## 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースの助成内容

支給要件	支給対象となる取組	支給額
令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること	テレワークの導入に際して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。 テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例) web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア、保守サポートの導入、クラウドサービスの導入、サテライトオフィスの利用料 など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。 対象経費: 謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 助成額: 対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

## 職場意識改善特別コースの助成内容

支給要件	支給対象となる取組	支給額
令和2年2月17日～5月31日に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること	新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向け、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。 就業規則等の作成・変更 労務管理担当者・労働者に対する研修 労務管理用機器の導入・更新 外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング 人材確保に向けた取り組み 労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新(パソコン等の購入費用は対象となりません)	支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。 対象経費: 謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 助成額: 対象経費の合計額 × 3/4 (50万円が上限) ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

※同一の措置内容については、2つのコースから助成金の支給を受けることはできません。

### 対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲  
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

### ご利用の流れ

- 1 「交付申請書」を事業実施計画などの必要書類とともに、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特別コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は5月29日(金))。
- 2 交付決定  
これらから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施  
※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。
- 3 取組終了後、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特別コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に支給申請(締切は7月15日(水))  
※令和2年度に交付決定を行ったものは、3月25日(水)までに支給申請